

平成30年7月豪雨の概要について

平成30年7月豪雨による一般被害

9月10日14時現在

- 平成30年台風第7号及び前線等による大雨(平成30年7月豪雨)により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生。
- これにより、死者223名、行方不明者8名、家屋の全半壊等20,663棟、家屋浸水29,766棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。※1
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。※2
- 断水が最大262,322戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。※3

※ 広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して 818,222世帯、1,837,005名に発令

※1:消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第56報)」(平成30年9月10日(月)14時00分)

※2:内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について」(平成30年7月8日(日)6時00分)

※3:非常災害対策本部「平成30年7月豪雨による被害状況等について」(平成30年7月14日(土)14時00分)

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



■各地で土砂災害が発生



【事例1(高梁川)】

高梁川水系小田川における被災状況

○ 高梁川水系小田川では倉敷市真備町で堤防が決壊し、大規模な浸水により甚大な被害が発生したほか、堤防の損傷が多数発生した。

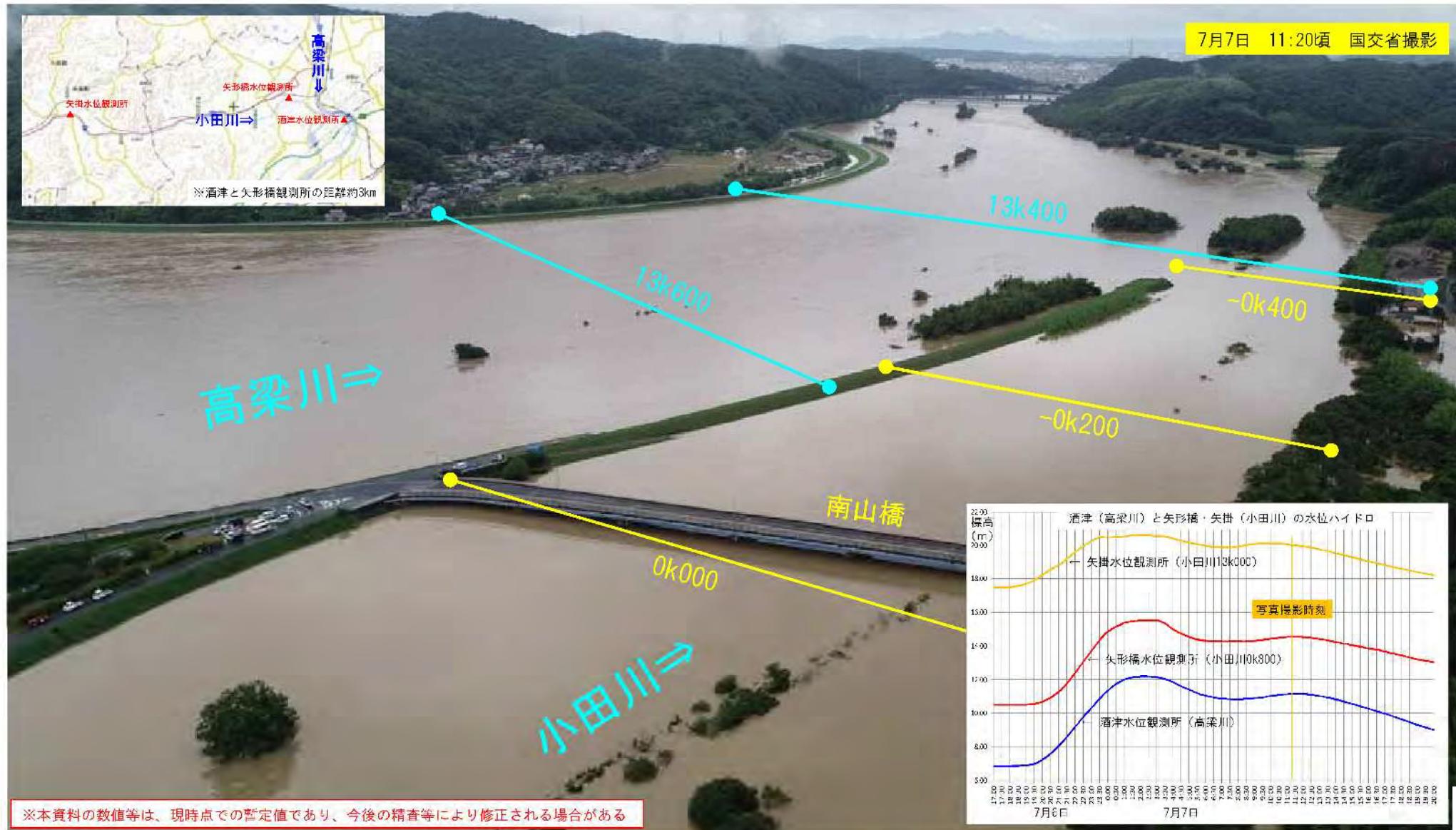


*数値等は速報値のため、今後の精査等により変更する場合があります。

※7/16 15時時点
県管理区間も含む

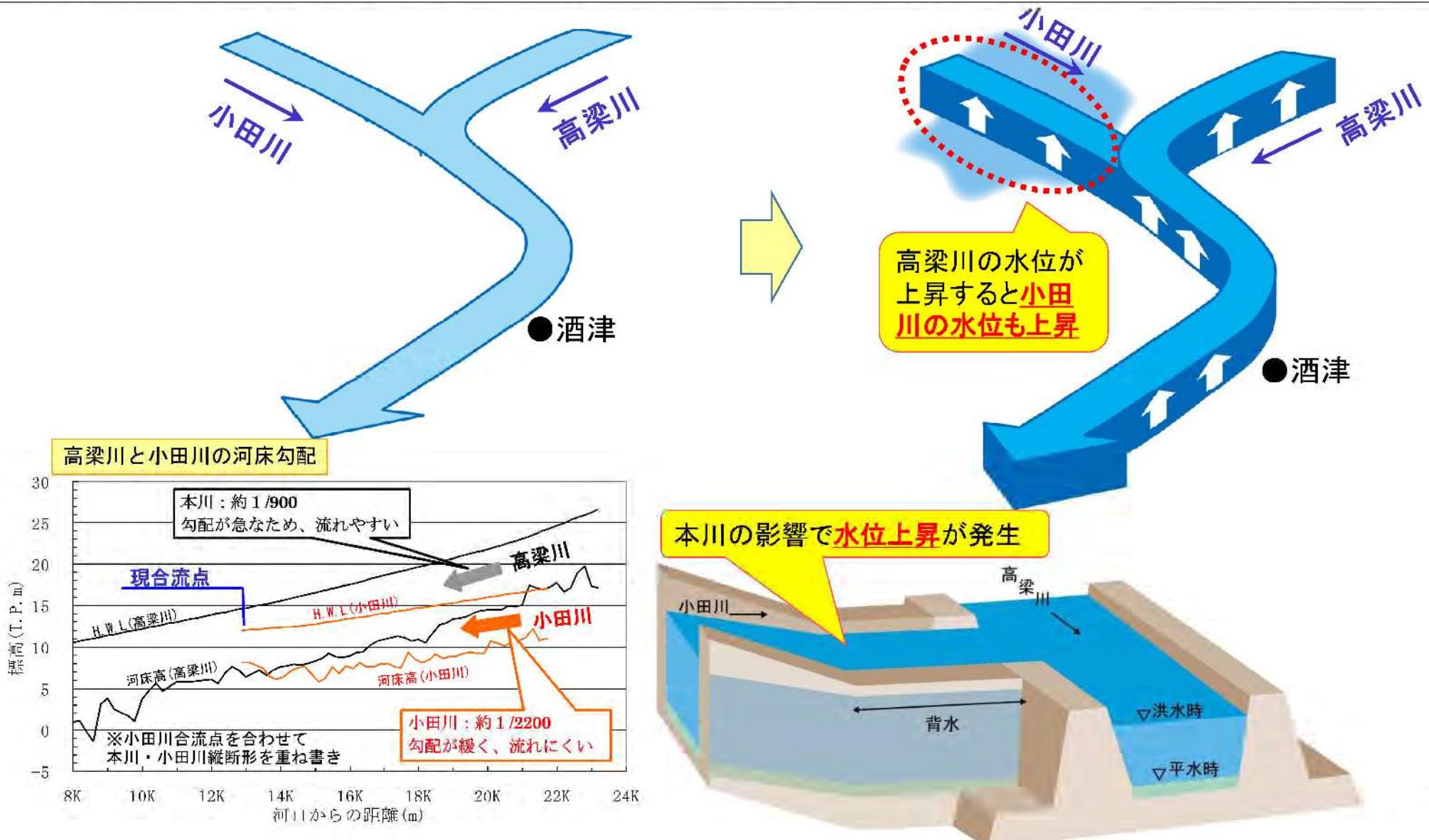
■ 高梁川と小田川の合流点の状況

- 高梁川本川は水面にうねりが確認され、比較的早い流速で流下していると推定されるが、小田川の水面にほとんど乱れは無く、緩やかな流速で流下していると推定され、高梁川が小田川のスムーズな合流（本・支川で流速差が発生）を妨げている状況。
- 高梁川の酒津水位観測所と小田川の矢形橋水位観測所の水位ハイドロは、ほぼ同様の波形を示しており、小田川の水位変化は高梁川の水位に大きく影響を受けていると推定され、小田川は高梁川の背水影響を顕著に受けることが確認された。
- 矢掛水位観測所の水位ハイドロは、水位上昇時及び水位ピーク付近では、酒津・矢形橋水位観測所と異なる波形を示している。



【事例1(高梁川)】 小田川の河道状況(高梁川の背水影響)

○堤防決壊など、大きな被害が発生した小田川は、高梁川本川に比べて河床勾配が緩く、洪水をスムーズに流しにくい特性を有しており、洪水時に高梁川の水位が高くなると小田川の水位も上昇する(いわゆる『バックウォーター』)



【事例2(肱川)】

肱川における浸水状況(直轄区間)

- 平成30年7月豪雨により、大洲市全域で浸水家屋数3,114戸(床上2,296戸、床下818戸)の被害が発生(8月30日 19時現在 大洲市調べ)。
- 直轄区間においては阿藏地区をはじめ、全ての暫定堤防箇所で越流。東大洲については、二線堤からも越流し、主要国道56号の冠水や沿道商業施設の浸水など甚大な浸水被害が発生。7月8日午後までに浸水は解消。
- 大洲第二水位観測所の水位は、詳細な水位記録が存在する昭和38年以降で最高水位(8.11m)を記録。



平成30年7月豪雨による土砂災害の発生状況

9月25日時点

土砂災害発生件数
(7月2日以降を集計)

(都道府県報告)
1道2府28県
2,512件*

土石流等 : 769件
地すべり : 55件
がけ崩れ : 1,688件

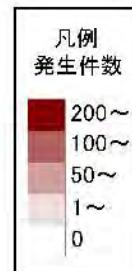
【被害状況】

人的被害 : 死者	119名
負傷者	29名
人家被害 : 全壊	213戸
半壊	340戸
一部損壊	290戸

*被害状況等については精査中

※1 近10年(H20～29)の平均土砂災害
発生件数1,106件／年

※2 近10年(H20～29)の最大土砂災害
発生件数1,514件／年 < H29 >



平成30年7月豪雨による広島県の土砂災害発生状況

9月25日時点

平成30年7月豪雨による
土砂災害発生件数
(7月8日までの降雨による)

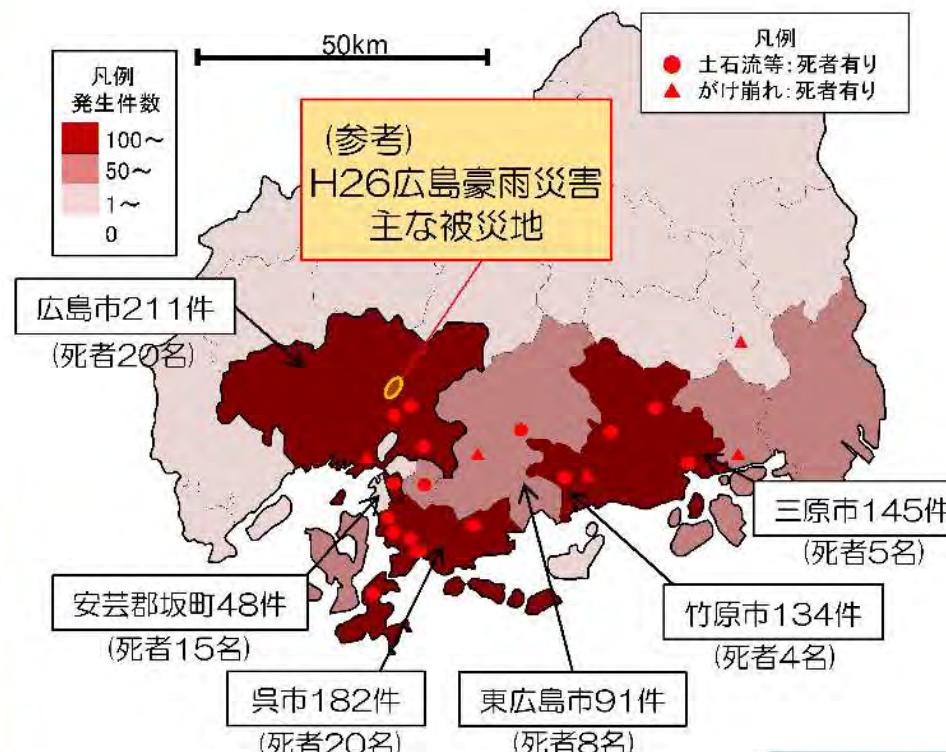
**(広島県報告)
1,242件**

土石流等：609件
地すべり：1件
がけ崩れ：632件

【被害状況】
人的被害：死者 87名
家屋被害：全半壊 411戸



広島県内の市町村別土砂災害発生状況



※平成30年7月豪雨調査中のため暫定値



「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度中途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域プロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低成本の水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるアラリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低成本の河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 泊溢水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水泊溢を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水泊溢への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等